

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県葛城市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づく以下の事務で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。</p> <p>後期高齢者医療制度では、奈良県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と市が連携して事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険料賦課及び徴収に関する事務 ③医療給付に関する届出、一部負担金判定に関する事務</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点) 第9条第1項、別表第一(項番59)</p> <p>②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日令第5号)(令和元年9月30日令第7号施行時点) 第46条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和3年9月1日法律第37号施行時点) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 ①別表第二の項番 83 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号) 未発出</p> <p>【情報照会の根拠】 ①別表第二の項番 82 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)(令和4年7月22日デジタル庁令第9号/総務省令第9号施行時点) 第43条の2の2 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号)(令和4年7月22日デジタル庁令第2号施行時点) 第2条第25号</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5006
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5006

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	制度改正
平成30年11月1日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80及び83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80及び83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 第43条	事後	制度改正
平成30年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	更新
平成30年11月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成30年11月1日時点	事後	更新
令和1年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、宛名システム、中間サーバー	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う業務 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点) 第9条第1項、別表第一(項番59) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日令第5号)(平成31年3月29日令第3号施行時点) 第46条	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う業務 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 80及び83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 第43条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 ①別表第二の項番 80,83 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)(平成31年3月29日令第4号施行時点) 第43条	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱 人数 いつ時点の計数か	平成30年11月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護 評価書の種類	新設	基礎項目評価書	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提 供ネットワークシステムを通じた 入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスク への対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必 要のない情報との紐付が行わ れるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス 権限のない職員等)によって不 正に使用されるリスクへの対策 は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱 いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	新設	委託しない	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除く。 不正な提供・移転が行われるリ スクへの対策は十分か)	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 8.監査 実施の有無	新設	内部監査	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和1年7月1日	IVリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	新設	十分に行っている	事後	様式変更による (IVリスク対策追加)
令和2年6月1日	I.関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点) 第9条第1項、別表第一(項番59) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日令	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点) 第9条第1項、別表第一(項番59) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日令	事後	評価書再実施による 施行時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無 ② 法令上の根拠	① 実施の有無 実施する ② 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(平成31年3月29日法律第6号施行時点)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 ① 別表第二の項番 80,83 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)(平成31年3月29日令第4号施行時点) 第43条 【情報照会の根拠】 ① 別表第二の項番 82	① 実施の有無 未定 ② 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 ① 別表第二の項番 83 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号) 未発出 【情報照会の根拠】 ① 別表第二の項番 82 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)	事後	評価書再実施による 法令施行時点修正 公表日時点で主務省令が未発出のため、情報連携実施の有無を「実施する」から「未定」に修正
令和2年6月1日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	事後	ダイヤルインに修正
令和2年6月1日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-69-3001	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	事後	ダイヤルインに修正
令和2年6月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計測時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	計測時点修正
令和2年6月1日	Ⅳリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[O]委託しない	十分である	事後	評価書再実施
令和2年6月1日	Ⅳリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	[O]接続しない（入手）	事後	評価書再実施 主務省令未発出のため
令和2年6月1日	Ⅳリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへ	十分である	[O] 接続しない（提供）	事後	評価書再実施 主務省令未発出のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ① 実施の有無 ② 法令上の根拠	① 実施の有無 未定 ② 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和元年5月31日法律第17号施行時点)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 ① 別表第二の項番 83 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号) 未発出 【情報照会の根拠】 ① 別表第二の項番 82 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号) 未発出	① 実施の有無 実施する ② 法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(令和3年9月1日法律第37号施行時点)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 ① 別表第二の項番 83 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号) 未発出 【情報照会の根拠】 ① 別表第二の項番 82 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日令第7号)(令和4年7月22日デジタル庁令第9号/総務省令第9号施行時点)第43条の2の2 ③ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則	事後	番号法改正による号ズレ修正のため 主務省令発出のため 公的給付支給等口座登録制度開始のため
令和5年3月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5006	事後	機構改革のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012	葛城市役所 総務部 総務課 0745-44-5006	事後	機構改革のため
令和5年3月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	計測時点修正
令和5年3月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	計測時点修正
令和5年3月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない（入手）	[]接続しない（入手） 十分である	事前	公的給付支給等口座登録制度開始のため